○石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況

（１）医療費等の申請に係る医学的判定の状況

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
	62件 中皮腫　35件 肺がん　15件 石綿肺　7件 びまん性胸膜肥厚　5件	**17,805件**※2 中皮腫　12,821件 肺がん　3,691件 石綿肺　531件 びまん性胸膜肥厚　762件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	**39件** 中皮腫　28件 肺がん　10件 石綿肺　0件 びまん性胸膜肥厚　1件	**14,364件** 中皮腫　11,666件 肺がん　2,416件 石綿肺　39件 びまん性胸膜肥厚　243件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの※3	**11件** 中皮腫　0件 肺がん　2件 石綿肺　7件 びまん性胸膜肥厚　2件	**3,033件** 中皮腫　890件 肺がん　1,140件 石綿肺　490件 びまん性胸膜肥厚　513件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの **（判定保留）**	**12件** 中皮腫　7件 肺がん　3件 石綿肺　0件 びまん性胸膜肥厚　2件	**408件(190件)**※4 中皮腫　265件(117件) 肺がん　135件(67件) 石綿肺　2件(2件) びまん性胸膜肥厚　6件(4件)

※２　これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったことになりますが、１件と数えています。

※３　件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、医療費等の申請に係る疾病名で数えています。

※４　資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

（２）特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定の状況

（施行前死亡者※5に係るもの）

判定件数	今回の判定件数	（参考）判定件数累計
	0件 中皮腫　0件 肺がん　0件 石綿肺　0件 びまん性胸膜肥厚　0件	**626件**※6 中皮腫　31件※7 肺がん　559件 石綿肺　22件 びまん性胸膜肥厚　14件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	**0件** 中皮腫　0件 肺がん　0件 石綿肺　0件 びまん性胸膜肥厚　0件	**165件** 中皮腫　5件 肺がん　153件 石綿肺　2件 びまん性胸膜肥厚　5件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの※8	**0件** 中皮腫　0件 肺がん　0件 石綿肺　0件 びまん性胸膜肥厚　0件	**428件** 中皮腫　24件 肺がん　376件 石綿肺　20件 びまん性胸膜肥厚　8件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの **（判定保留）**	**0件** 中皮腫　0件 肺がん　0件 石綿肺　0件 びまん性胸膜肥厚　0件	**33件（11件）**※9 中皮腫　2件（ 0件） 肺がん　30件（10件） 石綿肺　0件（ 0件） びまん性胸膜肥厚　1件（ 1件）

※５　施行前死亡者は、中皮腫及び肺がんについては平成18年３月27日よりも前に死亡した者を指し、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、これらの疾病が指定疾病として追加された平成22年７月１日よりも前に死亡した者を指します。

※６　これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったことになりますが、１件と数えています。

※７　特別遺族弔慰金等の請求（中皮腫）については、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について（通知）（令和３年３月３日環保企発第 2103038号 環境省大臣官房環境保健部長通知。令和４年６月 24 日最終改正）」等に基づき、死亡診断書等に死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合（「良性中皮腫」など、良性疾患である場合を除く。）には、機構が医学的判定を申し出ることなく認定を行っています。認定状況については、機構のホームページ（http://www.erca.go.jp）を御覧ください。

※８　件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※９　資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、追加で提出された資料により機構が医学的判定を申し出ることなく中皮腫として認定を行った件数及び判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

（未申請死亡者に係るもの）

判定件数	今回の判定件数	（参考）判定件数累計
	13件 中皮腫　7件 肺がん　5件 石綿肺　1件 びまん性胸膜肥厚　0件	**3,542件**※10 中皮腫　2,331件 肺がん　913件 石綿肺　159件 びまん性胸膜肥厚　139件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	**6件** 中皮腫　2件 肺がん　4件 石綿肺　0件 びまん性胸膜肥厚　0件	**2,436件** 中皮腫　1,856件 肺がん　530件 石綿肺　8件 びまん性胸膜肥厚　42件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの※11	**2件** 中皮腫　0件 肺がん　1件 石綿肺　1件 びまん性胸膜肥厚　0件	**1,051件** 中皮腫　446件 肺がん　358件 石綿肺　150件 びまん性胸膜肥厚　97件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの **（判定保留）**	**5件** 中皮腫　5件 肺がん　0件 石綿肺　0件 びまん性胸膜肥厚　0件	**55件（42件）**※12 中皮腫　29件（20件） 肺がん　25件（22件） 石綿肺　1件（ 0件） びまん性胸膜肥厚　0件（ 0件）

※10　これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったことになりますが、１件と数えています。

※11　件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※12　資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

（参考）今回の医学的判定に係る主な審議会の開催状況

令和７年４月９日　石綿健康被害判定小委員会（令和７年４月９日書面審議）
令和７年４月18日　石綿健康被害判定小委員会（令和７年４月18日書面審議）
令和７年５月７日　石綿健康被害判定小委員会（令和７年５月７日書面審議）
令和７年５月19日　第247回石綿健康被害判定小委員会